

京都府立盲学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた幼児児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

京都府立盲学校では、幼児児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府教育委員会と連携のもと、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定及び京都府いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都府立盲学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

なお、本校においては、幼・小学部・中学部・高等部を設置していることから、幼児児童生徒一人一人の学部・学年や発達の段階、障害の状況等に応じたきめ細やかないじめ防止等に取り組むこととする。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、幼児児童生徒に対して、当該幼児児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該幼児児童生徒と一定の人間関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、幼児児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

第2 いじめ対策委員会の設置

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応を行う。

1 役割

(1) 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを検討する。

(2) 早期発見・事案対処

ア いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

イ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や幼児児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。また本校入学以前の人間関係が原因となりいじめを引き起こすことがないよう関係機関と必要な連携を行う。

ウ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や幼児児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係幼児児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

エ いじめの被害幼児児童生徒に対する支援・加害幼児児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

(3) 学校基本方針に基づく各種取組

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

イ 学校基本方針に基づき、年に複数回、いじめの防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する。

ウ 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、同方針の見直しを行う。(PDCAサイクルの実行を含む。)

2 構成

校長、副校長、各部総括主事、生徒指導部長、人権教育担当、養護教諭
その他校長が必要に応じて関係する教職員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を加える。また、可能なかぎり弁護士、医師、警察関係者等いじめ防止等の専門的知識を有する者の参画を得るようにする。

第3 いじめの防止

1 基本的な考え方

(1) いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものである。このことを踏まえ、すべての幼児児童生徒の尊厳が守られ、「いじめは決して許されない人権侵害である」との認識のもと、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 幼児児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(3) 集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。

(4) 教職員の言動が、幼児児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(5) 幼児児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには幼児児童生徒の協力が必要となる場合があるため、幼児児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

2 主な方策

(1) 学校の教育活動全体を通じた幼児児童生徒への指導

ア 教科・領域及び各教科等を合わせた指導等において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学習内容を設定し、豊かな心をはぐくむとともに、一人一人のできる力を伸ばし自己有用感や自己肯定感を得られる学習活動等の取組

イ 教科・領域及び各教科等を合わせた指導等及び人権学習における人権尊重の意識を高める取組やいじめについての理解を深める取組

ウ 道徳の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む

学校教育活動全体を通じて、自らいじめ問題について考え、論議する活動や、幼児児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の取組

エ コミュニケーション能力や豊かな社会性の育成のため、学習指導や生活指導における共感的人間関係を育む取組

オ 幼児児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組

カ インターネットやスマートフォン、SNSなどの正しい活用を学ぶ情報モラル教育の取組

(2) 教職員の資質能力向上

ア いじめの防止等に係る校内研修の実施（時期： 内容： ）

イ 京都府総合教育センターにおける専門研修（人権教育・教育相談・生徒指導・特別支援教育の領域等）の積極的な受講

(3) 教職員による点検

「いじめ発見のチェックリスト」（京都府教育委員会『いじめ問題の解決のために』）等を活用して全教職員で実施

(4) 保護者、地域との連携

ア より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるための連携・協働

イ ホームページ等における基本方針及び取組の積極的発信

第4 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

(1) いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識し、何気ない冷やかしたり悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意し、たとえ軽微なものであっても一人で抱え込まず必ずいじめ対策会議に報告する。また、日頃からの幼児児童生徒との信頼関係の構築等に努め、幼児児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、得られた情報については共有する。

(2) 定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談の実施等により、幼児児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努め、いじめが深刻化することがないように適切に対処する。

2 主な方策

(1) 京都府立特別支援学校いじめ調査

アンケート調査と個別の聴き取り調査を実施（時期：6月、11月）

(2) 校内相談窓口の設置

いじめ対策委員会による幼児児童生徒・保護者の相談・通報の窓口の設置（副校長連絡先 075 - XXX - XXXX）

(3) 校内教育相談体制の整備

ア 教育相談担当教職員による教育相談

イ 必要に応じて外部専門家によるカウンセリングと心のケア

- (4) 相談機関等の情報提供
- ア 京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン
連絡先：075-612-3268/3301 0773-43-0390
 - イ 京都府総合教育センター メール教育相談
URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>
 - ウ ネットいじめ通報サイト
URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>
 - エ 京都府警察本部（少年サポートセンター） ヤングテレフォン
連絡先：075-551-7500
 - オ 京都府警察本部（少年サポートセンター） メール相談
URL <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/>
- (5) 学校をまたがるいじめ等についての情報共有
他校の管理職、生徒指導部長等との連携及び協力
- (6) 業者委託によるネット監視（京都府教育委員会対応）
ネット上での中傷表現や個人情報の書き込みへの対応

第5 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

- (1) いじりやふざけ合いなどいじめにつながる軽微な行いを発見したときは、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、幼児児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (2) いじめを発見又はいじめの通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず速やかにいじめ対策委員会で情報共有し、今後の対応について検討する。
- (3) いじめの事実を確認した場合は、被害幼児児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通すとともに、加害幼児児童生徒に対しては、当該幼児児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。
- (4) 加害幼児児童生徒が、好意等から行った行為が意図せずに被害幼児児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、悪意がなかったことを十分に加味した上で対応する。
- (5) 加害幼児児童生徒が、その障害特性等により行った行為が被害幼児児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、その障害特性等を十分に考慮した上で対応する。
- (6) これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係学校・関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

2 主な方策

(1) いじめを発見又はいじめの通報を受けたときの対応

- ア 幼児児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに共感的態度で内容を聴く。
- イ いじめを発見又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に必ず報告し、いじめ対策委員会において直ちに情報を共有する。
- ウ いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係幼児児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害幼児児童生徒の保護者に連絡するとともに、京都府教育委員会に報告する。

- エ 幼児児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (2) いじめられた幼児児童生徒又は保護者への支援
- ア いじめられた幼児児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた幼児児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な心のケアなどの支援を行う。
- ウ 保護者の不安や怒りについては、誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- (3) いじめた幼児児童生徒への指導又は保護者への助言
- ア いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求める。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- いじめが起きた集団に対しても、自分の問題として捉えさせ、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進める。
- (5) インターネット上のいじめへの対応
- ア 幼児児童生徒に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害幼児児童生徒等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- イ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者又はプロバイダーに削除依頼をする。また、必要に応じて所管警察署や京都地方法務局に相談する。
- ウ 幼児児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) いじめ解消後の継続的な取組
- ア いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、3ヶ月を目途に引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。
- イ 事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。

第6 重大事態への対処

1 調査主体

法第28条第1項に定める重大事態が発生した場合は、直ちに京都府教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害幼児児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、当該重大事態の内容に応じた適切な専門家を含む組織を設け、客観的な事実関係を明確にする。

また、幼児児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 情報の提供

学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた幼児児童生徒及び

その保護者に対して適切に情報を提供する。

3 調査結果

調査結果を京都府教育委員会に報告する。

4 再発防止

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。